

令和2年5月15日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤

「個人向け緊急小口資金特例貸付」等借受者への支援強化について
(緊急要望)

前例なき新型コロナウイルス感染拡大への生活支援策として始まった、緊急小口資金貸付等の特例貸付は、従前の貸付とは全く想定外の様相を呈しており、受付開始後1か月余り経過し、すでに13万件、250億円を超す申請を受付けています。緊急事態宣言の延長の下、今後も、総合支援資金も含めて本特例貸付への申請は増加すると見込まれ、関係機関の協力を得ながら全国の社会福祉協議会で総力を挙げて取り組んでいます。

そうしたなか、申請窓口である市区町村社協からは、借受人の多くは一時的な収入減の状況ではなく、失業や事業廃止などにより、今後の生活の見通しがつかない状況にあるとの声が多くあります。新型コロナウイルス感染拡大が社会・経済に与えた影響は甚大で、借受人の多くは、収入面も含めた生活の自立には相当な時間を要する状況にあると考えます。

こうした借受人の厳しい現状を第一に考え、増大する生活困窮者等への経済的ニーズに應えるとともに、生活再建に向けた借受人の経済的・心理的負担を早期に軽減し、生活自立の支援を拡充する観点から、更なる貸付原資等の確保、償還免除及び今後の支援の在り方について、以下のとおり要望します。

1. 引き続きの貸付ニーズに対応するため、更なる貸付原資及び事務費を確保されたい。

2. 借受人の負担軽減のために、特例貸付の償還免除の取り扱い条件等を早急に示されたい。

本特例貸付の償還免除は、実施通知では、制度の本則に加え、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」を対象とされていますが、今回の貸付が従前のものと異なる現状に鑑み、その対象を幅広く、適切かつ簡便・迅速な方法とし、その取り扱い条件を早急に示してください。

さらに、所在不明者や未償還者等を含めて償還困難な債権の滞留が長期化することも危惧されるなか、借受人の自立支援のためにも早期に償還免除を行う環境づくりが必要です。

今回の特例貸付の償還免除にあたっては、欠損補てん積立金の取崩を不要にすることも含め、従前の制度にとらわれることなく特例としての対応を図ってください。

3. 中・長期の観点に立った、仮受入等への自立相談の体制整備を図られたい。

感染症対策の長期化により、総合支援資金特例貸付が急増し、今後、増大が見込まれます。この増大する借受者への自立相談を行うために、自立相談支援機関の体制整備や就労支援施策との連携など、早期に抜本的な支援体制の強化を図ってください。